

平成 26 年 3 月吉日

お客様各位

消費税率改定に伴うお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、ご存知の通り、昨年中に政府が決定した消費税の増税により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8%に引き上げられることになりました。

この増税による当社の対応は、誠に勝手ながら下記の通りとさせていただきます。

皆様のご理解と変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1 基本対応

平成 26 年 3 月より、入会金、更新料、受講料、手数料、レンタルコート代金
ショップ販売等を順次、税抜き価格で表示させていただきます。

2 第 171 期（3 月 31 日～6 月 1 日）の受講料金及び、入会金・更新料等について

(1) 国税庁消費税室の「役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了した日」という指導に則り、全クラスの受講料及び入会金、更新料等を新消費税率 8%を適用させていただきます。

(2) 3 月 31 日に完了する受講料（飛入り料金、プライベートレッスンなど）につきましては、旧消費税率 5%での対応とさせていただきます。

（3 月 31 日までにお支払いを完了してください）

3 ショップ販売等について

(1) 4 月 1 日販売より新消費税率 8%を適用させていただきます。

(2) ただし 3 月中にご発注いただきました取り寄せ商品で、3 月中に仕入れ計上できる商品の場合は 4 月以降のお渡しでも旧税率 5%の販売となります。

（3 月 31 日までにお支払いを完了してください）

(3) 3 月中にご注文頂いた商品でも、4 月以降の仕入計上となる商品は新消費税率の 8%での販売になりますので、ご注意ください。

詳しい価格につきましては、ちらし、スクールホームページ、商品値札、POP 等でご確認ください。皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

マリンブルーテニススクール
支配人 田中 晃